

論点 6 関連

【論点】

6 特定技能制度の適正化方策

- (1) 登録支援機関による支援のあり方（監理・保護機能を追加することの適否や登録制度であることの是非を含む。）
- (2) 優良な登録支援機関へのインセンティブ付与方策（事業評価の公表を含む。）
- (3) 悪質な登録支援機関への対応方策
- (4) 行政の指導監督体制の在り方

資料目次

・受入れ機関と登録支援機関	P. 1
・登録支援機関	P. 2
・支援計画の概要①	P. 3
・支援計画の概要②	P. 4
・特定技能制度における受入れ機関及び登録支援機関の概要	P. 5
・受入れ機関に関する基準①	P. 6
・受入れ機関に関する基準②	P. 7
・受入れ機関に関する基準③	P. 8
・外国人在留総合インフォメーションセンターによる相談対応の概要	P. 9
・登録支援機関の登録拒否事由	P. 10
・特定技能制度における実地調査、行政処分等の状況	P. 11
・届出(受入れ機関・登録支援機関)	P. 12
・特定技能外国人の行方不明状況	P. 13

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

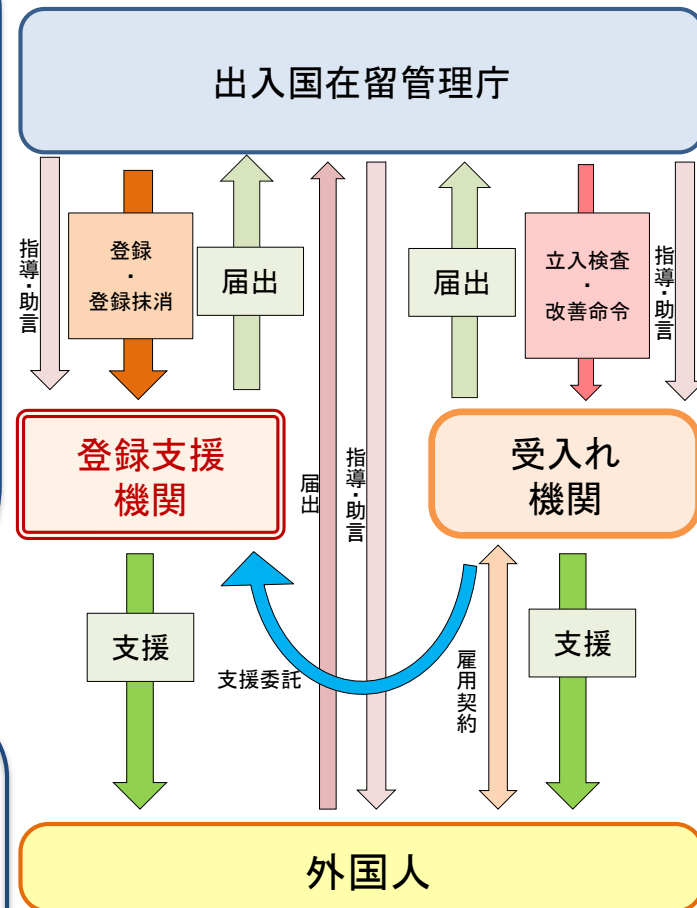
1 登録を受けるための基準

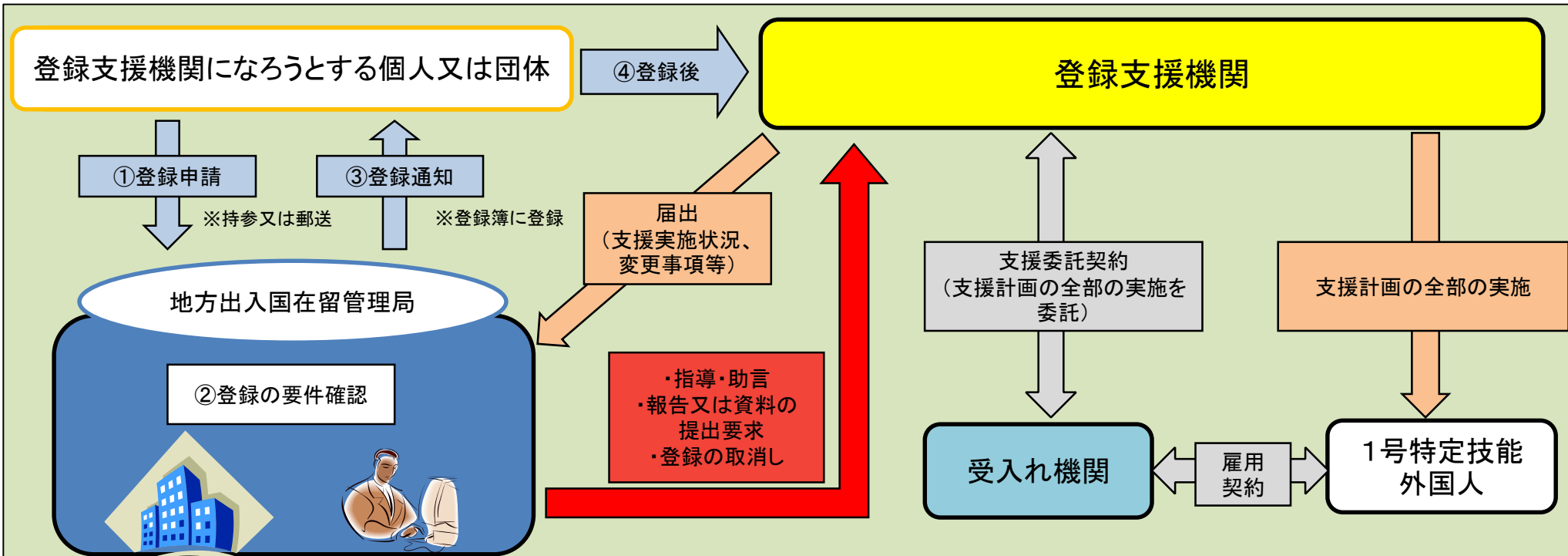
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。





登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(14ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要 ②

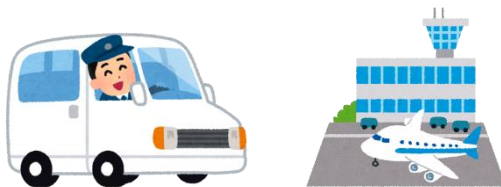
①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

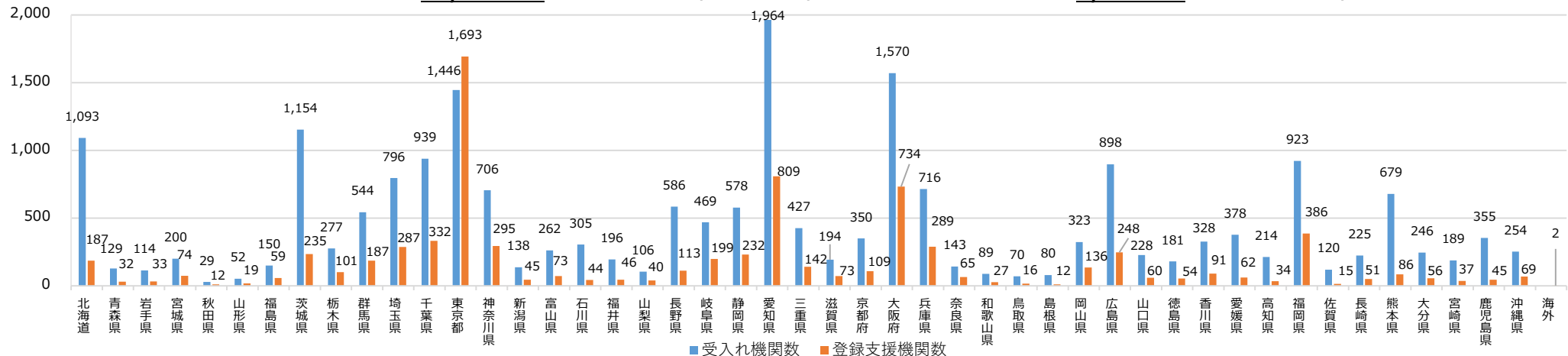
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能制度における受入れ機関及び登録支援機関の概要

- 受入れ機関数は、21,413機関（令和4年9月末時点）であり、都道府県別では、多い順に、愛知県、大阪府、東京都、茨城県、北海道となっている。
- 登録支援機関数は、8,046機関（令和5年3月末時点）であり、都道府県別では、多い順に、東京都、愛知県、大阪府、福岡県、千葉県となっている。
- 令和5年4月末時点の登録支援機関（8,137機関）における類型別では、会社（株式会社、合同会社等）が半数以上（55%）を占めており、特定技能所属機関と支援委託契約を結んでいる登録支援機関（4,069機関）における類型別においても、会社（株式会社、合同会社等）が一番多く43%を占めている。

（1）都道府県別 受入れ機関数（注1） 21,413機関（令和4年9月末）（暫定値）、登録支援機関数（注2） 8,046機関（令和5年3月末）



（2）登録支援機関数（令和5年4月末時点）

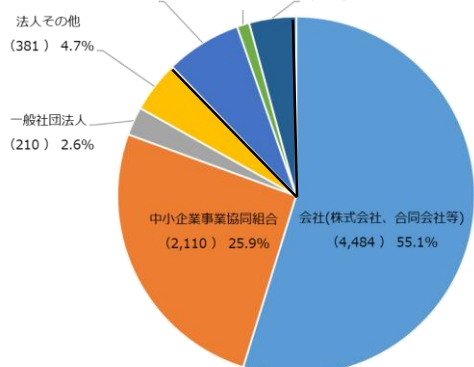
8,137機関

類型別内訳（注2）

個人 952機関（11.7%）（注3）

法人 7,185機関（88.3%）

行政書士（個人） 561 6.9%
 社会保険労務士（個人） 91 1.1%
 個人その他 347 4.3%



（3）受入れ機関と支援委託契約を結んでいる登録支援機関数（令和5年4月末時点暫定値）（注4）

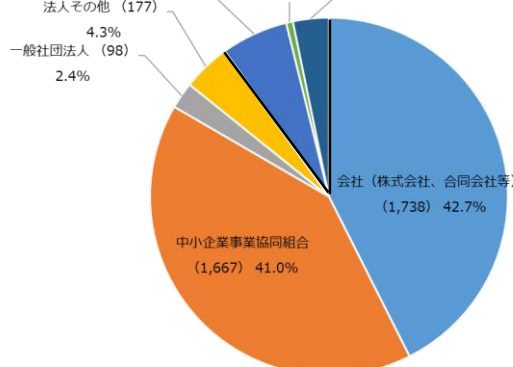
4,069機関（令和5年4月末時点で登録されている機関の50%）

類型別内訳（注2）

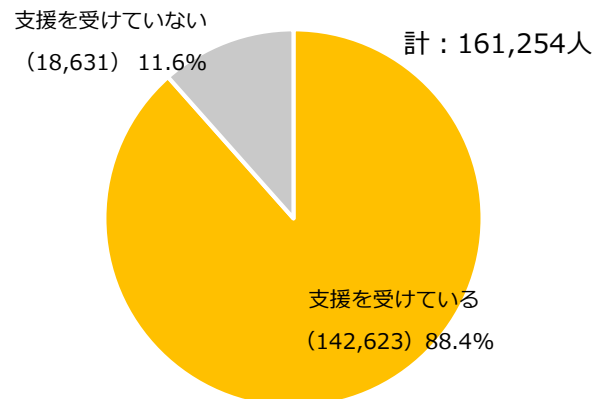
個人 389機関（9.6%）（注3）

法人 3,680機関（90.4%）

行政書士（個人） 247 6.1%
 社会保険労務士（個人） 25 0.6%
 個人その他 132 3.2%



（参考）登録支援機関の支援を受けている特定技能外国人数（令和5年4月末時点）（暫定値）



（注1）令和4年第3四半期（7～9月）における定期届出（受入れ・活動状況の届出）の受理件数を基に算出したもの

（注2）出入国在留管理庁において業務上集計したもの（注3）個人の類型については、複数の項目に該当する者がいるため、小計は機関数と一致しない。

（注4）令和5年4月末時点で在留している特定技能外国人について、直近の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可又は在留資格変更許可申請）の情報を基に集計したもの（注5）表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

○ 令和4年度における外国人在留総合インフォメーションセンターの相談件数は、全体で480,779件であり、相談の対象者の在留資格別では、技能実習が4,982件、特定技能が9,342件となっており、相談内容別では、技能実習制度が565件、特定技能制度が5,653件となっている。また、相談の対象者の国籍・地域別では中国、ベトナム、フィリピンの順で多くの相談が寄せられている。

(表1) 令和4年度 相談の対象者の在留資格別相談件数 (暫定値)

相談件数 合計	技術・人文知識・国際業務	日本人/永住者の配偶者等	永住者	定住者	留学	家族滞在	特定活動	短期滞在	新規入国予定者
	79,088	52,588	44,379	43,463	38,168	36,037	28,439	26,684	25,773
480,779	特定技能	経営・管理	高度専門職	技能	技能実習	教育	教授	その他	不明
	9,342	7,351	6,617	6,509	4,982	2,216	1,913	32,261	34,969

(表2) 令和4年度 相談内容別の相談件数の傾向 (上位16項目) (暫定値)

相談内容	相談件数	相談内容	相談件数
1 在留カード・届出関係	105,862	9 在留の可否 (取消含む)	4,504
2 在留資格認定証明書	45,091	10 就労の可否	4,494
3 永住申請	39,546	11 オンライン手続全般	2,926
4 再入国	24,277	12 検疫関係	1,939
5 資格外活動	20,202	13 退去強制手続	1,314
6 新規入国	11,586	14 難民認定手続	1,274
7 帰国困難	8,792	15 通訳・翻訳	641
8 特定技能制度 (登録支援機関含む)	5,653	16 技能実習制度	565

※相談内容が明らかなものから上位16項目を集計

(表3) 令和4年度 相談の対象者の国籍・地域別相談件数の傾向 (暫定値)

国籍・地域	相談件数
1 中国	124,454
2 ベトナム	50,056
3 フィリピン	41,067
4 ネパール	24,188
5 韓国	24,018
6 ブラジル	19,498
7 米国	12,801
8 ペルー	8,165
9 インド	7,280
10 台湾	7,052

※不明・その他を除き上位10か国・地域を集計

〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
- ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

特定技能制度における実地調査、行政処分等の状況

- 地方入管官署は、特定技能所属機関等の定期的な届出等に基づき、実地調査を実施している。
- 制度施行後4年間で、特定技能所属機関に対する受入れ停止措置は、40機関、登録支援機関の登録の取消しは14機関である。

1 実地調査件数

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

	平成31(令和元)年	令和2年	令和3年	令和4年	合計
特定技能所属機関	8	2,227	4,182	10,613	17,030
登録支援機関	1	1	2	11	15
合計	9	2,228	4,184	10,624	17,045

2 行政処分等の件数

① 欠格事由認定・登録の取消し

(単位：機関数)

	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
特定技能所属機関	0	3	11	26	40
登録支援機関	0	3	4	7	14
合計	0	6	15	33	54

【特定技能所属機関の欠格事由認定の上位3事由】

- ・実習認定の取消し 15件
- ・不法就労助長 9件
- ・報酬の不払 6件

【登録支援機関の登録取消しの上位3事由】

- ・技能実習制度における不正行為 4件
- ・出入国又は労働関係法令による罰金刑 4件
- ・保証金契約等、支援業務の不履行 2件

(注) 同一機関が複数の事由に該当する場合がある。

② 改善命令

(単位：機関数)

	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
特定技能所属機関	0	0	1	0	1
合計	0	0	1	0	1

(出典) 出入国在留管理庁において業務上集計したもの

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期：1月1日から3月31日まで

②第2四半期：4月1日から6月30日まで

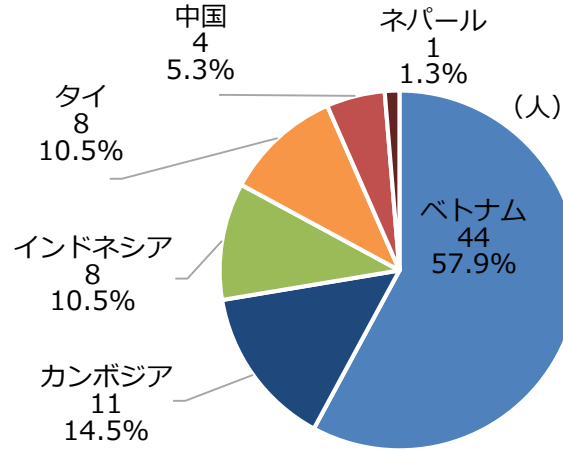
③第3四半期：7月1日から9月30日まで

④第4四半期：10月1日から12月31日まで

特定技能外国人の行方不明状況

- 令和3年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、特定技能外国人数（注1）に占める割合は0.14%
- 国籍別では、特定技能外国人数が2番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
- 分野別では、特定技能在留外国人数（注2）と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。

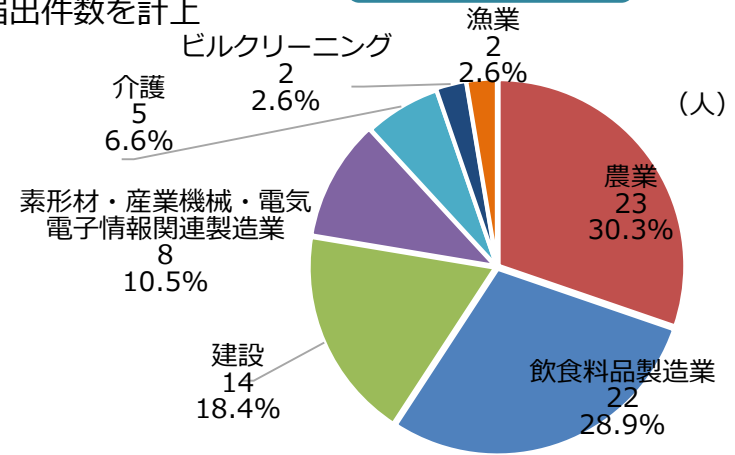
国籍別



行方不明者数 76人（令和3年）

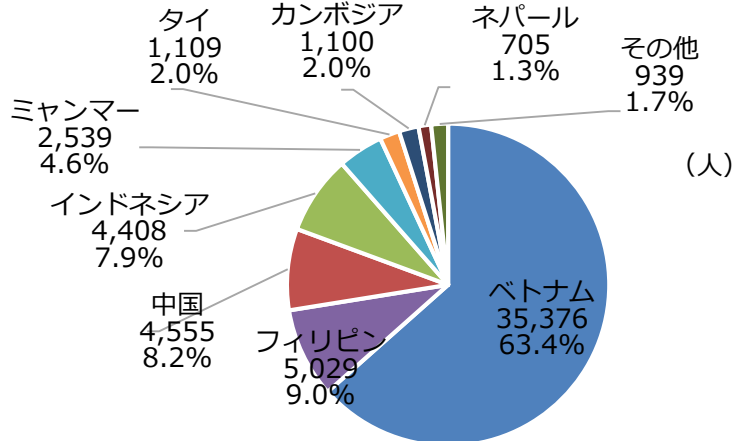
※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

分野別（※）

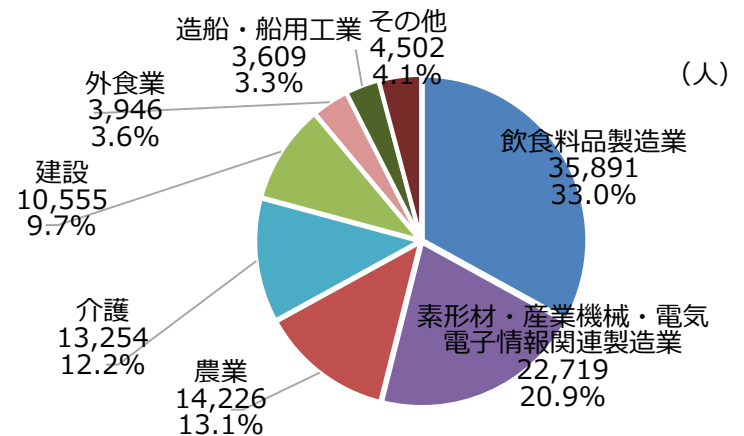


（※）令和3年の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の行方不明者数は、旧分野「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」の合計値

（注1）特定技能在留外国人数（令和2年末）に在留資格「特定技能」の上陸許可件数及び資格変更許可件数（令和3年）を加えたもの



（注2）分野別の特定技能在留外国人数（令和4年9月末、暫定値）



（注3）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの